

鉄計積第 37 号  
平成 15 年 10 月 1 日  
改正 平 27.5.1 鉄計積第 150424002 号  
改正 平 28.5.12 鉄計積第 160510003 号

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

鉄道建設本部計画部長  
(公印・契印省略)

工事現場等における施工体制の点検要領の運用について (通達)

工事現場における適正な施工体制の確保等について平成 15 年 10 月 1 日付け鉄計積第 36 号通達)別添の工事現場等における施工体制の点検要領第 5 項に定める現場における施工体制の把握については、下記により運用されたい。

なお、工事現場等における施工体制の点検要領の運用について(平成 13 年 3 月 30 日付け経契第 821 号・計積第 113 号依命通達)は、平成 15 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

- 1 施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、別紙 1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び別紙 2「一括下請負に関する点検要領」によること。
- 2 施工体制の把握結果の整理は、別紙 3「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。
- 3 監督員は施工体制の把握結果を、出来形検査時及びしゅん功検査時に検査員に提示すること。
- 4 別紙 2 による一括下請負の判定は当面、監督員、補助監督員、担当工事課長等の合議により行うこと。
- 5 二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することになっていることに留意すること。

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目的	背景	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
I 監理技術者の専任制の徹底	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために義務づけられている監理技術者の専任を把握。	①監理技術者資格者証の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。	工事着手前	<ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。
			監理技術者資格者証の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握。	工事着手前	
		②同一性の把握	配置予定技術者※1、通知による監理技術者※2、施工体制台帳に記載された監理技術者及び監理技術者資格者証に記載された技術者名が同一であることを把握。	工事着手前	<ステップ2> さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。 <ステップ3> 契約担当役・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
			監理技術者資格者証の写真により本人であることを把握。	工事着手前	
		③常駐の把握	監理技術者の常駐を把握。	工事期間中 1回/月程度	<ステップ1> 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 <ステップ2> 契約担当役・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
			打ち合せ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握。 (把握結果は、別紙2「一括下請負に関する点検要領」の別紙3の2に反映する)	工事施工中 打ち合せ時	
II 適切な施工体制の確保	不良・不適格者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	④施工体制台帳	施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	<ステップ1> 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 <ステップ2> 契約担当役・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
			施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	
			下請負金額が記入されていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	
		⑤施工体系図	施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	契約担当役・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
			施工体系図に記載のない業者が作業していないことを把握。 (例えば、安全訓練等の出席者名簿、日々の作業指示書などで確認)	工事施工中 1回/月程度	
			施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 当初及び変更時	
⑥施工体制の把握	元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。(別紙2「一括下請負に関する点検要領」により点検)	工事中1回以上 (工事初期等)	<ステップ1> 別紙3「工事現場における施工体制の把握表(一括下請負)」及び「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」にある点検項目について把握する。 <ステップ2> 一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知し、建設業許可部局と協同して一括下請負の禁止に関する調査を実施。		
III その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	⑦工事カルテの登録	受注時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。	工事着手前	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。
		⑧建設業許可を示す標識	建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること。監理技術者が正しく記載されていることを把握。	工事施工中 1回	<ステップ1> 不適切な場合は是正を求める。 <ステップ2>
		⑨建退協制度に関する掲示	建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	契約担当役・建設業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
		⑩労災保険に関する掲示	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事施工中 1回	

※1: 競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者

※2: 工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者

## 施工体制の把握における留意点

### 1 監理技術者の常駐の把握

夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な工事にあつては、その専任状況、連絡体制を把握する。

### 2 施工体制台帳及び施工体系図に係る記載内容に関する留意点

- (1) 掲示する施工体系図は、施工体制台帳の作成等についての改正について（平成 25 年 3 月 21 日付け鉄業契第 130319008 号・鉄計積第 130319004 号通知）に基づき作成したものを原則とする。
- (2) 提出する施工体制台帳及び施工体系図は、施工体制台帳に係る書類の提出について（平成 25 年 5 月 1 日付け鉄計積第 150424003 号通知）により作成したものとす。この場合にあっては、建設工事に関する請負契約及び警備に関する請負契約（一次下請負人となる場合のみ）に関して必要事項を記載するよう求める。
- (3) 請負契約が単価契約である場合は、その旨を記載するよう求める。
- (4) 施工体系図の担当工事内容は、できるだけ請負金額内訳書に明示した工事種類との対応がわかるよう記載することを求める（ただし、詳細になりすぎないように留意する。）。

### 3 施工体制台帳及び施工体系図の記載漏れ等に関する連絡

施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、契約担当役、建設業許可部局に連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、元請負人に対する是正を求め前に契約担当役、建設業許可部局に連絡すること。

- (1) 監理技術者、施工計画書に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に虚偽があつた場合
- (2) 一次下請負人の記載漏れがあつた場合
- (3) 二次下請より下位の下請負人にあつては、契約期間が 1 ヶ月以上かつ契約金額が 500 万円以上の下請負人の記載漏れがあつた場合
- (4) 上記(2)及び(3)については、記載すべき事項が生じてから概ね 1 ヶ月を経過した後に適用する。

### 4 施工体系図等の工事現場での掲示

維持工事など工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していることを把握すること。

### 5 共同企業体における配置技術者

共同企業体の場合は、全ての構成員で監理技術者又は主任技術者が配置されていることを把握すること。

## 一括下請負に関する点検要領

## 1 趣旨

本要領は、工事現場における施工体制の把握において、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための要領を定める。

## 2 点検の方法

- (1) 施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について(平成 13 年 3 月 30 日付け経契第 818 号・計積第 108 号依命通達)において一括下請負に該当するとされている要件に合致する工事を一括下請負の疑義がある工事として抽出する。
- (2) 一括下請負に関する点検は、監理技術者等の専任、施工体制、元請及び下請の担当工事、実質関与等について実施する。
- (3) 一括下請負に関する点検は、工事中に 1 回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。
- (4) 監理技術者の専任については、専任を必要とする工事全てについて点検する。
- (5) 施工体制、実質関与等については、以下の要件のいずれかに該当する工事について重点的に実施する。一方、元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、以降の点検を省略してよい。

## ・ 重点点検対象工事

- ① 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約額の)一次下請負人が元請契約金額の過半を占めている工事
  - ② 同業種の同規模(ランク)又は上位規模の会社が一次下請にある工事
  - ③ 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在している工事
  - ④ 低入札価格調査対象となった工事
  - ⑤ その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事
- (6) 重点点検対象工事においては、元請だけでなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行う。
  - (7) 1 回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。
  - (8) 点検の結果、必要な場合には元請負人から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知する。
  - (9) 監督員は、点検の結果を、様式に記録し、出来形検査及びしゅん功検査時に検査員に提示する。
  - (10) 記録様式は、別紙 3 の 2 の「工事現場における施工体制の把握表(一括下請負)」及び別紙 3 の 3 の「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」を参考とする。

## 3 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

- (1) 監理技術者等の専任がないこと的事实を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。なお、監理技術者等の専任がない場合は、建設業法第 26 条違反ともなる。
- (2) 元請の実質関与の関しては、別紙 3 の 3 の「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」を参考に以下の項目等について点検する。
  - ①技術者専任
  - ②発注者との協議
  - ③住民への説明
  - ④官公庁等への届け出等
  - ⑤近隣工事との調整
  - ⑥施工計画

⑦工程管理

⑧出来形品質管理

⑨完成検査

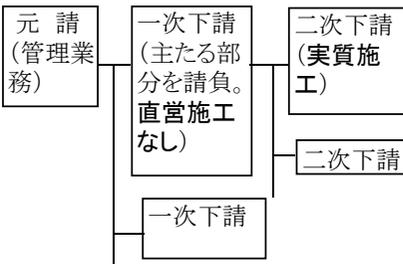
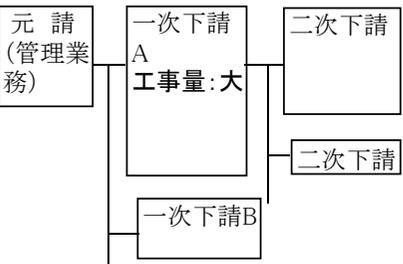
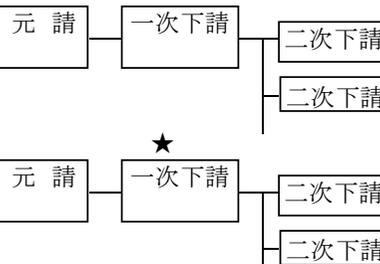
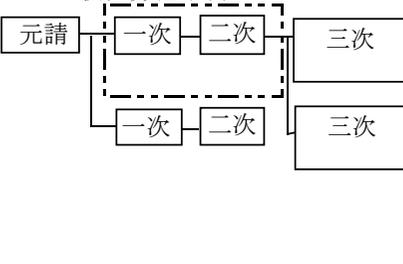
⑩安全管理

⑪下請けの施工調整及び指導監督

- (3) 別紙3の3の「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を用いての点検の結果
- ア 全項目で○。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施」とする。
  - イ ア及びウ以外。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を部分実施」とする。
  - ウ 全項目で△または×。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。
- (4) 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、別紙2-1「紛らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定する。
- (5) 別紙2-1は、判定の目安であるので、以下のような場合は、これらの要素も加味して別途判定する。
- ア 当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
  - イ 一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合

紛らわしいケースでの判定の目安

別紙2-1

ケース内容	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4(下請の一括下請負)
<p>元請負の実質 関与の状況(点 検結果)</p>	<p>★</p> 	<p>★</p> 	<p>★</p> 	<p>★</p> <p>役割分担不明</p> 
<p>ア(全体実施) 総合的な企画・ 調整等全体を 実施。</p>	<p>○元請のみ実質関与 ① <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請の業務が不明確で介在が不適切と判定。</p> <p>○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施(実質関与)。 ② <input type="checkbox"/> ○ 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、③と同様でないか注意して点検。</p>	<p>① <input type="checkbox"/> ○ ただし、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は、②でないか注意して点検。</p>	<p>点検結果に関わらず要件に合致すれば …</p> <p><b>一括下請負の疑義有</b></p>	<p>①主任技術者の専任が認められる。 ①-1 <input type="checkbox"/> ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与している。 ①-2 <input checked="" type="checkbox"/> × 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは実質関与していない。 ②主任技術者の専任が認められない。 ② <input checked="" type="checkbox"/> ×</p>
<p>イ(部分実施) 総合的な企画・ 調整等を部分 実施。</p>	<p>③ <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定。</p>	<p>② <input checked="" type="checkbox"/> × 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定。</p>		
<p>ウ(関与していない) 総合的な企画・ 調整等を実施 していない。</p>	<p><b>ケースに関わらず一括下請負の疑義有</b></p>			

\* 元請の実質関与に関する点検項目(ア、イ、ウの判定要素)

- |            |           |                  |              |
|------------|-----------|------------------|--------------|
| ① 技術者専任    | ② 発注者との協議 | ③ 住民への説明         | ④ 官公庁等への届け出等 |
| ⑤ 近隣工事との調整 | ⑥ 施工計画    | ⑦ 工程管理           | ⑧ 出来形品質管理    |
| ⑨ 完成検査     | ⑩ 安全管理    | ⑪ 下請けの施工調整及び指導監督 |              |

## 別紙－２－１「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

### 全体

- (1) ○印；一括下請負の疑義がない工事  
×印；一括下請負の疑義がある工事
- (2) 直営施工；主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

### ケース 1

- (3) 一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる（以下のケースでも同様）。①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局に通知することとする。
- (4) 「専門工種」：「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。
- (5) ②に関する判断要素；主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど（発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど）②とは考えにくい。

### ケース 3

- (6) 「当該一次下請負の請負金額が高い」とは、異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請負人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を超える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

### ケース 4

- (7) ケース 1 からケース 3 が元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース 4 は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、別紙－２－１のケース 4 に例示した施工体系の場合は、一般に①－２若しくは②に該当すると考えられる。一方、ケース 4 の①－１に該当する場合としては、例えばケース 1 の②における一次下請負人が相当する。
- (8) 主任技術者の専任がない場合は、建設業法第 26 条違反ともなる。  
なお、専任は、請負金額が 3,500 万円（建築一式工事では、7,000 万円）以上の工事について必要である。

## 工事現場における施工体制の把握表

## ○工事概要

工 事 名									
工 期	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
請負金額	元 請		千円	一次下請総額				千円	
請負会社名									
監理技術者									
監 督 員									

## ○工事着手前の把握

実施日：平成 年 月

日

把 握 項 目	把 握 内 容	把握欄
①監理技術者資格者証の把握		
②同一性の把握		
⑦工事カルテの登録の把握		
所 見		

## ○工事施工中[1回]の把握

実施日：平成 年 月 日

把 握 項 目	把 握 内 容	把握欄
⑧建設業許可を示す標識		
⑨建退協制度に関する掲示		
⑩労災保険に関する掲示		
所 見		

## ○工事施工中 [当初及び変更時] の把握

## ④施工体制台帳

当初・変更時	把 握 日	把 握 欄	所 見
当 初			
( ) 変更時			
( ) 変更時			
( ) 変更時			



工事現場における施工体制の把握表(一括下請負-1)

No.	点検項目	内容	点検日			
			年月日	年月日	年月日	年月日
一般項目						
1	支社等名					
2	工事件名					
3	元請負会社名					
4	業種/ランク					
5	主たる部分(最大工事費の工種)		内容			
6	請負金額(百万円)					
7	契約年月日					
8	予定工期					
9	一次下請数					
10	二次下請数(警備除)					
点検項目						
元請負人に着目した点検		主に元請負人の一括下請負についての点検				
一般事項						
11	監理技術者の専任(①OK、②疑義、③問題)	②は頻度増、重点調査対象、③は通知。番号及び点検日記入				
12	元請の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	元請に直営施工があり、かつ過半を占める時は元請に関する19以下の調査不要(下請に関する調査は必要)				
13	一次下請負契約金額合計(百万円)					
14	元請負実施額(元請契約額-下請額計。百万円)					
15	元請実施割合(元請実施額/元請契約額)					
16	主たる部分を実施する(最大契約額の一次下請会社名)					
17	上の請負金額(百万円)					
18	上の金額割合(上の金額/元請契約額)					
施工体系のパターン特性		以下に該当するパターンの場合、重点調査対象(少なくとも29まで点検)				
19	a. 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約額の)一次下請負人が元請契約額の過半を実施(①yes、②no)	①の場合は会社名				
20	b. 同業種の同規模(ランク)又は上位規模の会社が一次下請にある(①yes、②no)	①の場合は一次下請の会社名				
21	c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在(①yes、②no)	①の場合は会社名及び(当該一次下請の請負金額合計/元請負金額のうち少額の一方の請負金額)				
22	d. 低入札価格調査対象工事(①yes、②no)	①の場合は会社名				
23	e. その他、調査の必要を認めた工事(①yes、②no)	①の場合は会社名				
施工体系のパターン特性で抽出した一次下請会社に関する事項			年月日	年月日	年月日	年月日
24	該当一次下請負会社名					
25	上記の請負金額(百万円)					
26	上記の主任技術者の所属及び専任(①ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
27	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
28	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)					
元請負人の実質関与			年月日	年月日	年月日	年月日
29	元請の実質関与(総合的な企画・調整等の業務の実施状況)(ア、イウ)	単年度工事の場合、工期中間で1回以上。但し、重点調査対象は頻度を増す。パターン特性で注目した一次下請負との関係にも着目しつつ、別紙「施工体制の点検表(実質関与)」により点検				
30	元請と主たる部分を施工する一次下請負等の役割分担の考え方等についての元請負人の意見	上で、イ又はウの場合、又は紛らわしいケースの判定の目安で一括下請負の疑義がある工事となる場合等に元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
31	元請と主たる部分を施工する一次下請負等の役割分担の考え方等についての一次下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に一次下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
32	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)					

注1) 直営施工: 主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。  
 注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表(一括下請負-2)

No.	点検項目	内容	点検日			
1	一般事項		年月日	年月日	年月日	年月日
2	支社等名					
	工事件名					
下請負人に着目した点検		少なくとも三次下請まで点検	内容			
33	管理業務のみと思われる下請負会社の有無(①あり、②なし)	施工体制台帳等から抽出した管理業務のみと思われる会社の有無				
34	該当会社の社名					
35	上記の下請負次数					
36	上記の請負金額(百万円)					
37	上記の主任技術者の所属及び専任(①ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
38	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事				
39	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	該当会社に直営部分が無い場合は、再下請負会社の属性を調査(以下の項目)				
40	該当会社からの再下請会社の数					
41	再下請会社のうち、最大契約額の会社の契約額(百万円)	把握できない場合はその旨記入				
42	上記の金額割合(下位会社の請負金額/上位会社の請負金額)					
43	上記の主任技術者の所属及び専任(①ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
44	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事				
45	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容(建設業法第24条の6)等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
46	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
47	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)					
(以下は複数社ある場合に使用)						
34	該当会社の社名					
35	上記の下請負次数					
36	上記の請負金額(百万円)					
37	上記の主任技術者の所属及び専任(①ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
38	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事				
39	上記の主たる部分の直営施工(①あり、②なし)	該当会社に直営部分が無い場合は、再下請負会社の属性を調査(以下の項目)				
40	該当会社からの再下請会社の数					
41	再下請会社のうち、最大契約額の会社の契約額(百万円)	把握できない場合はその旨記入				
42	上記の金額割合(下位会社の請負金額/上位会社の請負金額)					
43	上記の主任技術者の所属及び専任(①ok、②疑義、③問題)	②は継続調査、③は通知				
44	上記の担当工事内容	施工体系図に記入してある担当工事				
45	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容(建設業法第24条の6)等についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
46	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
47	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施(①実施、②継続調査、③不要)					

注1) 直営施工:主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。  
 注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

工事現場における施工体制の把握表(実質関与)

支社等名		元請負人		主たる部分を行う一次下請人		当該項目に関する実施者(注)	
工事件名		○:実施してる △:一部が欠けている ×:殆どが出来ていない -:判別不能		○:元請に代わって実施 △:元請の補助として実施 □:担当分野を実施(項目7,8,10) ×:関与していない -:判別不能。対象外		○:元 △:元+1次 ×:1次	
元請会社名		監督・検査での点検事項等				左の判定	
主の一次下請負会社名							
請負金額比(一次下請: )/(元請: )=							
元請負人の実質関与に関する点検事項							
No	項目	内容	監督・検査での点検事項等				
1	技術者	・元請会社に所属している技術者の専任が認められる	・施工計画書に記載された技術者の所属。 ・専任状況				
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施	・打ち合わせ、打ち合わせ簿等				
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う ・住民等からの苦情等について、的確に対応	・日報、住民からの苦情の内容等				
4	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行 ・工事施工上必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施	・申請書等の内容等				
5	近隣工事との調整	・近隣工事調整を適切に実施	・近隣工事と調整がとれた施工等				
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握 ・設計図書の照査を的確に実施 ・施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案 ・必要となった修正を適切に実施	・施工計画書、施工計画打ち合わせ等				
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指導 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応 ・災害防止のための臨機の措置を実施	・施工計画と実際の差等			(□の場合は、担当分野)(注2)	
8	出来形・品質管理	・品質確保の体制整備 ・所定の検査・試験を実施 ・検査・試験結果を適切に保存 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施	・出来形報告書類、品質記録書類、写真等			(□の場合は、担当分野)(注2)	
9	完成検査	・下請施工分の完成検査	・点検時ヒアリング、元請の出来形管理資料等			-	
10	安全管理	・安全確保に責任ある体制の保持 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検 ・労働者の安全教育、下請負業者の安全指導	・施工計画書、仮設物の状況、仮設物の点検記録、日報、安全大会、安全パトロール・教育の実施状況等			(□の場合は、担当分野)(注2)	
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指導 ・施工上の留意点、技術的内容について具体的指導 ・施工体制台帳、体系図の整備	・現場の施工状況、下請負からの苦情、下請の事故等の処理、施工体制台帳等				
12	総合判定	○の数					
		△の数					
		×の数					
		判定(注3)					

注1) 元請 下請 実施者  
 ○ × ○  
 × ○、□ ×  
 △ △、□ △  
 ○ □ ○  
 ○ ○ ○、△  
 元請が実施(一次は実施していない)。実質的に一次が実施。元請と一次下請で実施。7,8,10のみ。ケース1、ケース2に該当する場合は、注意して点検。あり得ないケース

注2) 元請が実施すべき業務まで実施している場合は△、専門工種に係る業務のみを実施している場合は□。

注3) 判定  
 ア. 全て○:元請負は実質関与していた。  
 イ. ア、ウ以外:元請と一次下請が共同で元請の行うべき総合的な企画調整等を実施していた。  
 ウ. 全項目で△又は×:一次下請が元請の行うべきことを実施していた。(元請の一括下請として通知)

注4) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

(参考)土木工事における監理技術者の専任制、施工体制台帳等の法律等の根拠

確認内容	適正化法	建設業法	工事請負契約書
①監理技術者資格者証 ②監理技術者の同一性	項 業事設 第 要正 第 、二 一 が実業各 1 な公 1 同第 建 行が者省 1 措も共 4 条 1 設 わあ(各 1 置の工 4 第 3 業 れる建庁 と事 条 1 条 法 ると設の 講すを 項第 第 区き業長 じる発 若 1 2 域は法等 なた注 し 項 8 を、第は けめし く 若 条 管当 2、 れ、た は 第 轄該条そ ば当国 第 1 す建第れ な該等 2 は 項 第 都業項れ な事係 項第 第 3 道者に国 い現る 又 2 3 府が規等 °場各 は 項 号 府が規等 の省 同、 県建定が 施各 法 同 第 知設す発 工庁 第 条 4 事業る注 体 2 第 号 にの建す 体 6 3 又 対許設る 制長 条 項 は し可業公 が等 若 の 第 、を者共 施は し 規 6 そ受を工 工、 く 定 号 のけい事 体施 は にか 事たうの 制工 第 2 り 第 を土一札 台技 6 読 8 通交に及 帳術 の 替 ま し大の契 の者 2 え で な臣各約 載設 の て い け又号に 置 規 適 い れはの関 合の 定 用 ず ば都いし 致状 に さ れ な道ず、 況 違 れ か ら府れ 当 反 る かな 県か 該 い 建 該 。事該共 の た 設 当 。事該共 ど工 こ 業 す 及 当工 う事 と 法 こ びす事 か現 。 第 2 当 るの 場 4 。 事 疑注 点 条 の に 実う者 検 の 係 足あ る 施 第 7 係 足あ る 他 4 當 建 必適	法第26条第4項 専任の者でなければならない監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、これを選任しなければならない。  法第26条第5項 発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。 法第26条第2項 特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が政令で定める金額(4,000万円)以上になる場合においては、監理技術者を置かなければなら	第10条(現場代理人及び主任技術者等) 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。 (1) 現場代理人 (2) (A)主任技術者 (B)監理技術者
③監理技術者の常駐	第12条(工事関係者に関する措置請求) 2 甲又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。	法第26条第3項 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの(3,500万円以上)については、主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。(※建築一式工事の場合7,000万円以上)	第12条(工事関係者に関する措置請求) 2 甲又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
④施工体制台帳	第13条 公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。	法第24条の7第1項 下請契約の請負代金の額が政令で定める金額以上(4,000万円以上)となる場合は、建設省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置かなければならない。(※建築一式工事の場合6,000万円以上) 法第24条の7第2項 下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、建設省令で定める事項を特定建設業者に通知しなければならない。 法第24条の7第3項 発注者から請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳を、発注者の閲覧に供しなければならない。	第7条(下請負人の通知) 甲は、乙に対して下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
⑤施工体系図	第13条第3項 公共工事の受注者は、施工体系図を「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」に掲げなければならない。	法第24条の7第4項 施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。 規則第14条の4第3項 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ①請負契約及び下請負契約に係る書面の写し 法26条第1項 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者(主任技術者)を置かなければならない。	
⑥施工体制の把握(一括下請負)	第12条 公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。	法第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。(適正化法第12条により公共工事については発注者が承認することはない。) 法28条1項4号 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号に該当する場合は必要な指示をすることができる。 ④建設業者が第22条の規定に違反したとき。	第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
⑦建設業許可を示す標識の掲示	第7条第4	法第40条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、建設省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。	

(参考)

施工体制の把握に関する法令等

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令

○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

○建設業法、同施行令、同施行規則

○工事請負契約書に基づく示方書又は仕様書

○労働者災害補償保険法施行規則

○「工事現場における適正な施工体制の確保等について」